

別紙 3 平成21年度補助金等評価調書（現行補助金用）

整理番号	17-01	補助金等名	電動生ごみ処理機購入助成	作成部署	環境部廃棄物対策課	電話	内線 606
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	部長職名	石井潤一郎	課長職名	塚崎俊典	作成日	平成21年5月29日
交付開始年度	H18	根拠法令等	北広島市生ごみ堆肥化容器等購入助成要綱				
終了予定年度							
補助金等の概要	市内の一般家庭から排出される廃棄物の減量化の一つの方法として生ごみの減量化、資源化の促進を図ることにより、最終処分場での埋立処理量を削減し、併せて最終処分場の延命化を図る。						

上位施策との関連 (総合計画での位置付け)	章	環境と共生する快適なまち	(第 2 章)
	節	廃棄物とリサイクル	(第 4 節)
	施策	ごみの減量とリサイクル	(第 1 施策)

【費用の予定額】

(単位：千円)

区分	20年度決算額	21年度予算額	22年度以降予定額	
			22年度	毎年度
国支出金				
道支出金				
地方債				
その他特財		1,660		
一般財源	1,740	340		1,000
合計	1,740	2,000	0	1,000

生活対策臨時交付金

法律・北海道条令等で実施が義務付けられている事務事業か 有 無

評価

チェック項目	採点	選択理由、説明等
公益性 次の項目のいずれかに該当していること (1) 住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの (2) 市民の安全で安心な生活に寄与するもの (3) 市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの (4) 地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの (5) 市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの	4 × 3 = 12	一般廃棄物の処理は市に責任があり、ごみの減量化、資源化、最終処分場の延命を目的とした電動生ごみ処理機購入助成は市民を対象にしておき、利用いただくことで生ごみの減量化、資源化に効果をあげている。
必要性 (1) 事業活動の目的や内容等が社会経済情勢に合致している (2) 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動である	5 5	生ごみを堆肥化やバイオガス化し有効利用することは、近年、注目を受けているところである。当市では平成3年度から生ごみ堆肥化容器を使った堆肥化に取り組んで効果をあげており、平成18年度からは、アパートなどでも利用可能な電動生ごみ処理機を推進しており、効果をあげている。
効果性 (1) 効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することのないもの (2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められる	4 4	電動生ごみ処理機助成個数は、平成18年度から162個となっており、平成20年度の生ごみ減量の効果は32tあったものと推測しております。電動生ごみ処理機は、手軽に生ごみの減量を行えるほか、ごみの減量の大切さの意識高揚も図られるなど、ごみの発生抑制への効果も高い。
適格性 個人に対する補助金等は(1)及び(2)の項目について採点し、団体等に対する補助金等は全項目について採点する。 (1) 支出手続が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること (2) 支出目的、範囲が法令の規定に抵触していないこと (3) 団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること (4) 団体等において適正な監査機能を有していること (5) 団体等の事業活動の内容と補助の目的との整合がとれていること	5	電動生ごみ処理機購入助成は、北広島市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱と実施要領を定め、対象機種、対象者、助成金額や手続き等を定め決めている。
採点合計		35 点
採点区分	5点 大いに認められる 4点 認められる 3点 やや認められる 2点 あまり認められない 1点 認められない	

平成21年度 事務事業評価調書（継続用）

北広島市

整理番号	17-1	事務事業名	ごみ減量化・資源化対策事業	作成部署	環境部廃棄物対策課	電話	内線606	
事務区分	■自治事務	□法定受託事務	部長職名	石井潤一郎	課長職名	塚崎俊典	作成日	平成21年5月29日
事務事業開始年度	H3	根拠法令等	北広島市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱					
〃 終了予定年度								

【1 計画（プラン）】

上位施策との関連 (総合計画体系)		(第 2 章) 環境と共生する快適なまち (第 4 節) 廃棄物とリサイクル (第 1 施策) ごみの減量とリサイクル
目的	対象 (誰、又は何を)	・市内の一般家庭から発生する生ごみ及び家庭ごみ ・資源回収団体及び集団資源回収の対象となる資源物
	意 図	※ 何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか。 ・市内の一般家庭から排出される生ごみの量を削減することにより、市最終処分場での処理費を削減すると共に、処分場の延命化を図る。 ・奨励金を交付することにより、資源回収の促進とリサイクル意識の高揚を図る。
手段	平成20年度まで	※ 市が行った事務事業（団体補助等の場合は、その補助金による団体の活動内容） ・生ごみ堆肥化容器購入者に対し、3種類（130ℓ～5500円、150ℓ～6200円、200ℓ～7900円）のコンポストを用意し、一律3000円を助成 ・指定販売業者（市内10店舗）を用意し、電動生ごみ処理機購入者に対し、購入金額の2分の1（限度額20,000円）を助成 ・地域循環型生ごみリサイクルシステムの可能性調査のため、大型生ごみ処理機を市内に3台設置し、83世帯が利用 ・資源回収団体が回収業者に引き渡した資源の総重量に対し、1kg当り上期3円、下期4円の奨励金を交付した。
	平成21年度	※ 市が行う事務事業（団体補助等の場合は、その補助金による団体の活動内容） ・指定販売業者（市内6業者）を用意し、100ℓから200ℓまでの大きさの生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入者に対し、一律2,000円を助成 ・指定販売業者（市内10店舗）を用意し、電動生ごみ処理機購入者に対し、購入金額の2分の1（限度額20,000円）を助成 ・地域循環型生ごみリサイクルシステムの可能性調査のため、大型生ごみ処理機を市内に3台設置し、83世帯が利用 ・資源回収団体が回収業者に引き渡した資源の総重量に対し、1kg当り4円の奨励金を交付する。

【2 実施（ドウ）】

(単位：千円)

【事業費の推移】		19年度決算	20年度決算	21年度予算	22年度の予定
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	8,997	9,521	14,872	12,991
	一般財源	3,113	5,481	3,903	5,787
	① 合計	12,110	15,002	18,775	18,778
人件費 (概算)	② 人数(年間)	1.15	1.25	1.25	1.25
	③ 1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④ =②×③	10,350	11,250	11,250	11,250
	総事業費 ①+④	22,460	26,252	30,025	30,028

【事務事業を評価する指標（ものさし）】		指 標 値				
	指 標 名	単位	目標値	20年度(確定値)	21年度(予定値)	22年度(予定値)
基本指標	家庭系一般廃棄物合計（資源ごみを含む）	t	14,641	17,514	14,485	14,641
活動指標	① 回収団体登録者数	団体	135	123	130	135
	② 奨励金交付額	千円	12,932	9,903	12,000	12,932
	③ 堆肥化容器個数	個	375	296	375	375
	④ 電動生ごみ処理機台数	台	100	87	100	50
	⑤					
成果指標	① 生ごみ減量効果 (kg) 【指標の定義（算式等）】 1日1世帯当り生ごみ排出量を0.55kgとしてそれぞれの機器等の利用期間に基づき積算	kg	61,462	49,978	61,462	52,387
	② 資源回収交付申請団体数・資源回収量 【指標の定義（算式等）】	団体 kg	135 3,233,000	123 2,871,637	130 3,000,000	135 3,233,000

【3 評価（チェック）】

チェック項目		評点	平成20年度における評価（現状と課題）
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市民や社会の要求に合致しているか 上位施策を達成するために必要な事務事業か（目的妥当性の度合） 行政が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合） 	4	市内で発生する一般廃棄物の処理は市に責任があり、ごみの減量、資源化、コスト削減、最終処分場の延命を目的としたごみの減量化・資源化対策事業は市が実施すべきものである。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か（達成度合） 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段有効度合） 	4	ごみの排出抑制という観点からは家庭での取り組みが必要不可欠であり、生ごみ堆肥化容器等の利用や集団資源回収は、ごみの減量や資源の有効利用に繋がる適切な手段である。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 投入した予算や人員に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） 効率的な方法で実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） 	3	生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機の購入費助成により、助成を受けた世帯からの生ごみ排出が抑制され、又集団資源回収奨励金の交付により、回収量の増が測られ資源化が図られている。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担は適正か 当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか 	3	自己負担は、生ごみ堆肥化容器では2,500円から4,900円であり、電動生ごみ処理機は機種によって価格に差があり24,800円から49,800円であるが、自己都合で購入しているものであり適切な受益者負担と思われる。
評点区分	4 適切 3 概ね適切 2 改善の余地がある 1 不適切		

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】	<input type="checkbox"/> 法律の義務付けあり <input checked="" type="checkbox"/> 法律の義務付けなし
------------------------	--

【民間活力の活用性評価】 (事業担当部局が評価)	<input checked="" type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。 <input type="checkbox"/> 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 <input type="checkbox"/> 民間等で実施または協働して取り組むべきである。 <input type="checkbox"/> 現在一部民間等で実施している。または市民等と協働して実施している。
-----------------------------	--

【参考】	事務事業担当部局による評価	外部評価委員会による評価	内部評価委員会による評価
前年度の総合判定	現状継続	—	現状継続

【4 総合判定と今後の方向性（アクション）】

【外部評価】（外部評価委員会による評価）	
総合判定 (方向性)	<input type="checkbox"/> 拡大重点化 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 終了
今後の方向性に対する意見	

【自己評価】（事務事業担当部局による評価）			
総合判定 (取組)	<input type="checkbox"/> 拡大重点化 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 終了		
平成22年度に向けた具体的な取組（課題と解決方法等）			
<p>生ごみの発生抑制に大きな効果を発揮しているので、今後も利用促進を図ると共に、講習会等を開催し、生ごみ堆肥化容器等をうまく利用してもらうよう指導していく必要がある。</p> <p>集団資源回収実施団体数の増加及び回収資源の拡大を図りながら、資源ごみの有効利用、リサイクルの増大、ごみの減量に繋げていく。</p>			

【内部評価】（内部評価委員会による評価）			
総合判定 (方向性)	<input type="checkbox"/> 拡大重点化 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 終了		
平成22年度に向けた具体的な方向性			